

独占禁止法基本問題懇談会
第9回議事録

内閣府大臣官房

独占禁止法基本問題検討室

塩野座長 それでは定刻でございますので始めさせていただきます。

本日は、専門調査員の方から諸外国の法制等についての補足説明をしていただきます。その後で各論についての議論をお願いすることになります。

なお、今まで専門調査員としていろいろ御調査いただきました岩橋専門調査員については、一身上の都合ということで、専門調査員としての出席は、今年度一杯までとさせて欲しいという申し出がございました。代わりまして、米国の調査につきましては、神戸大学法学部の中川丈久教授をお願いすることになりました。中川教授の御専門は行政法ですけれども、アメリカ法に大変詳しく、行政訴訟検討会でもアメリカ法についての綿密な調査をお願いしたことがございました。よろしくお願いいいたします。

中川専門調査員 中川でございます。岩橋調査員の後を継いで精いっぱいやりたいと思います。よろしくお願いいいたします。

塩野座長 神戸大学におられますので、毎回というわけにはなかなかいかないかもしれませんが、御都合のつく場合には、会議への出席をお願いすることとしております。

また、本日の米国についての補足説明は、最後のお務めということで岩橋専門調査員をお願いをするということになっております。

岩橋調査員には、御都合がよろしければ、30日の次回会合までは御出席いただきます。また、引き継ぎは、よろしくお願いをいたします。

専門調査員の御三方からの説明をいただく前に、前回の資料につきまして、公正取引委員会から訂正があるということでございます。

伊東局長、お願いいいたします。

伊東経済取引局長 前回、公正取引委員会から何点か御報告し、御説明させていただきました資料に誤りがございましたので訂正をさせていただきます。

具体的には、「損害賠償請求訴訟において認定された損害額と課徴金額の例」という資料を提出させていただいたわけでございますが、この資料の一番下、群馬県及び沼田市発注の土木工事等についての課徴金額でございますが、前回、御報告させていただいた資料では、「1億9,000万」となっておったわけでございますけれども、「3億5,340万円」というのが正しい数字でございます。損害賠償請求事件と課徴金対象事件の対応関係について誤りがあったものでございましたので、訂正をさせていただきます。損害賠償と課徴金額を比べますと、単純に5%と3%という絶対的な差はございますし、損害賠償につきましては、受注していない指名を受けた物件についても損害賠償を命じられておるといようなこともあります。従いまして、被告4社に対する損害賠償額と同じ4社に対して賦課された課徴金額を比較しますと、損害賠償額の方が大きいということには変わりございません。

以上でございます。

塩野座長 それでは、先ほど御案内を申しましたように、専門調査員の3名の方から順次御報告をお願いいたしましょう。

それで今日は今井、岩橋、川出の御三方から御報告でございますが、御一方ずつ多少の質問時間を用意しておりますので、御一方の御説明があった後で、もし御質問があればお伺いしたいと思います。

それでは、今井教授よろしくお願いいたします。

今井専門調査員 それでは、私の方から以前、委員の方からいただきました質問に回答させていただきます。資料1を参照してください。

まず、イギリスの法制に関する御質問でございますが、順次見てまいりますと、イギリスにおきまして、競争法違反、特にカルテルに関しまして、2002年企業法によってカルテル犯罪というものが個人に導入されているわけですが、法人が処罰されない理由は何なのかという御質問がございました。

文献を見直してみましたところ、主に次の3つの点を指摘できるかと思いません。

まず、第1がイギリスの伝統でございますが、イギリスの競争法制は1998年競争法を入れるころから、特にECの競争法との調和を図って形成されてきております。ECにおいて、そこでは刑罰権を持っていないこともありますので、個人を処罰するということは念頭に置かれておりません。その伝統が2002年企業法制定においても、なお維持されているという説明がなされています。

では、EC競争法において、個人を処罰しなくて足りているのかという点については、議論が起きているところですが、そこではECの範囲内におきまして、法人を処罰する体系を有する国とそうでない国があるということからも、民事罰であるcivil sanctionで十分だというのが現在のECでの大方の評価のようであり、それを受けてイギリスでも、このような法制度がとられたようでございます。

ただ、そうは言っても、法人を処罰しなければ、事業者が大体法人でございますので、抑止力に欠けるのではないかという議論は現在でもございます。このあたりはまだ議論が進行中ですので、追って調査を継続いたしますが、一つ注目すべきユニークな意見としては、次のようなものがございました。

すなわち、事業者が法人であって違反行為をした場合に、抑止効果を高めるだけのsanctionを課そうとすると非常に高額の制裁金になり、当該事業者を破産に追い込む可能性もある。しかし、個人の場合はそのようなことは考えられないので、個人を処罰するということをもって、とどめておくべきではないか、という説明でございます。

これが果たして本当に説明になっているかはよくわからないところで、

またイギリスの実務ないしは学説において、今言ったような意見がどこまで現在でも影響力を持っているかは、最新の文献でもまだわかりませんので、調査の際に可能であれば、実務の方に意見を伺いたいと思っているところでございます。

次にまいります。

次にいただいた質問といたしましては、公正取引庁（OFT）と重大不正捜査庁（SFO）の権限分配についてです。これも、2002年企業法が個人に係るカルテル罪を入れたこととの関連で御質問があったところでございます。

前提といたしまして、カルテル罪で個人を処罰した事例が、まだありませんので、立法当時の説明等によって理解するしかありませんが、一般的な説明としては、OFTが出しているマニュアルでございまして、Powers for investigating criminal cartels というものがあり、そこにOFTとSFOの間でのメモランダム、つまりどのような手続を実際に行うかについての取り決めがございまして。

詳細はそこに書いてありますが、基本といたしましては、「重大、又は複雑なカルテルの存在が疑われ、カルテル罪による個人の捜査・訴追につき、OFTとSFOが協力すべき事案」というものが挙がっています。基本的には、調査が進展していった捜査に移行するわけですけれども、前回の報告で申し上げたようにOFTが主導をとるわけでございます。しかし、刑事訴追が視野に入りますと、OFTからSFOに事件がリファーされるということがあり、実際のところはSFOが事案を処理して補充捜査をするという説明がなされております。

補充捜査に関しましては、もう刑事の捜査でございますので、1987年刑事司法法2条というものに従い、通常の事件としての処理がなされるべきものと書かれてございます。しかし、これもまだ実例が存在しませんので、調査の際に、最先端の状況を伺ってくる予定でございます。

その次でございますが、イギリスで1998年競争法以降導入されました事業者に係る financial penalty の性格についての御質問です。これが「行政制裁金」であるという御説明をいたしましたけれども、実態のところはもう少しどうなのか詳しく知りたいという御質問があり、改めて調査をいたしました。

基本的な考え方としては、行政制裁金という理解で正しいのですが、初めて事業者に financial penalty を課した事案である Napp 事件、これも前回報告しておりますが、そこでの判断は、かなり論理が錯綜しており、読み方によっては、financial penalty に刑罰的な性格を認めているかにも読める、かなり曖昧なものになっております。

その判旨の該当部分を読んでも、恐らく耳で聞いてもわかりにくい混乱した

論理でございますので、要点だけ申し上げますと、この Napp 社が financial penalty を課されたときに、それが適当かを争ったわけでございますが、その後、最終的に出された判断において考慮すべき事項として、ヨーロッパ人権条約 6 条というものの、そしてそれをイギリス国内法に導入するようにつくられました 1998 年人権法、イギリスの国内法ですが、それについてのコメントがなされています。

ヨーロッパ人権条約 6 条というものは、公平な裁判を受ける権利、聴聞を受ける権利、無罪の推定を認めているものなのですが、このヨーロッパ人権条約が 1998 年人権法によってイギリスの国内裁判所にも直接適用されるということになっています。そうしたところ、この Napp 等の事業者には課される sanction は、基本的には行政制裁金なのであるから、民事の手続によって判断されるべきであるけれども、額が極めて高額になり過酷な場合があり得る。そうすると、実際には、刑事における立証の程度が要求されるのではないかということで、立証の程度につきましては、刑事的なものだと判文では明示されておりませんが、合理的な疑いを超える程度が必要だということが示唆されております。違反について、そのような立証を要求すべきではないか、という判示がなされているところでございます。

これがリーディングケースであったのですが、学説はまだ全面的にこの考え方を認めてはいないようでございます。なぜかといいますと、ヨーロッパ人権条約 6 条は、あくまでも基本的に人を処罰する。刑罰を科す際に要求される原則を確認したものであり、financial penalty が行政制裁にとどまるのであれば、このような考慮をすべきでないという理解が、学説上強いようであります。

しかし、先ほども申しましたが、98 年、2002 年と法律ができておりますが、98 年法の施行は 2000 年でございますし、2002 年法の施行もごく最近でございますので、学説を見ましても、まだ上記の理解は流動的であり、先例の積み重ねを待つしかないという説明がなされています。この点につきましても、追って調査をさせていただきたいと思っております。

それから、その次でございますが、ここに参考といたしましてイギリスの F S A、金融庁に相当するところですが、そこで金融サービス市場法というものがつくられ、施行されて、日本にも大きな影響を与えてございますが、ここでは financial penalty の導入が図られております。

ここでなぜ financial penalty が導入されたかということについて、既に先方から回答が来ているのですけれども、刑事罰を入れていたが、刑事罰だけだと、その要求される立証の程度が高いので、実際にはその立証が困難になるから、もっと機動的な financial penalty を入れたのだという説明がございまして、この点をも踏まえて、現地ですらに調査を進める所存でございます。

その次ですが、そのような基本的に「行政制裁」としての性格を持つ financial penalty に対して、OFT がリーニエンシープログラムを制定、公示しているところではありますが、それに沿って、例えば事業者が違反をしたけれども、ペナルティを減輕されたということと、後にその事業者に係る個人が刑事で訴追された場合、どういう関係になるのか、という御質問もありました。しかしながら、事業者自体は処罰されておらず、事業者に係る個人についても実例が存在しておりませんので、現時点では、イギリスでも関心が無いようです。ここは、現時点ではペンディングにさせていただきます。

その次ですが、まず financial penalty については、条文上、上限として事業者の総売上高の 10% までということになっております。この算定方法につきましては、OFT がこのレジюмеに書いてありますガイダンスを出しております。内容は前回御紹介したとおりです。Starting point の設定の際、基準となるのは何かというご質問がありました。つまり、relevant turnover とは何か、という点につきましては、関連する他のOFTのガイダンス、それはマーケット、市場というものをOFTがどう見ているかというガイダンスですが、それで確認したところ、基本的には連合王国の地理的範囲を念頭に置いてマーケットが決まりますが、物によっては、代替物があるかないかという相対的な判断によって市場が決まるために、全世界まで行くこともあれば、連合王国の範囲よりも市場の範囲が狭くなることもあるという説明がございました。

しかし、結論として言えることは、「全世界の市場の」ということが明文では入っていない、ということでございます。

次のページに行かせていただきます。競争当局、OFTによる調査手続の特徴と financial penalty の賦課手続の特徴、特に委員から御質問がございましたのは、実質的証拠の法則、あるいは調査下における権利保障はどうなっているかということです。これについて、併せまして、ECの法制とイギリスの法制との全体的な関係についても御質問がありました。

これにつきましては、前回お話しいたしましたが、改めて確認いたしますと、まず 1998 年競争法は、先ほど申しましたように、EC 競争法と国内法とを調和させようとしてつくられたものでございます。そこで制裁としては financial penalty を導入したわけでございます。

他方、2002 年企業法はアメリカ合衆国、それからここには書いておりませんが、OECD のリコメンデーションなどを受けまして、かなりアメリカの反トラスト法に近い法制をつくり上げたものでございます。そこで個人の刑事罰が導入されたということになっております。

それを確認した上で、では、実態はどうかということでございますが、実質的証拠法則というものがあるかどうか。これは文献を見た限りでは、このよう

な問題意識はございませんで、今の段階で、言及するのははばかられますので、改めてまた調査の結果を報告させていただきたいと思えます。

適正手続の保障については、E C の状況にほぼ類似した状況にあらうかと思えます。大まかな点がレジюмеに書いてございますが、まず、事業者が弁護士 (legal counsel) の到着後に調査を始めてほしいと、例えば、O F T の係官が on-site investigation といって、現場に行きまして、家屋に入って調査をすることができますが、この場合には弁護士の到着を待ってからにしてくれ、ということをお願いできるというふうに書いてございます。ただ、細かくいいますと、判例上は、何分待てばいいのか、何分待ったら弁護士が来るのかというような点が争われていて、貫徹されうる権利ではないようでございます。

2 番目、先の点に関連いたしますが、事業者と弁護士、特に in-house lawyer ではなく、out-house lawyer ですね。out-house lawyer 等との通信を秘密にする権利というもの、これは一般条項として 1998 年 30 条において明記されているところでございます。これも E C の状況に沿ったものと説明されています。

3 番目、今度は社外弁護士とのコミュニケーションを秘匿にする権利、これも E C の判例、先ほど上げましたヨーロッパ人権条約の他の条項等との先例を踏まえて、概ね認められていると言えます。

最も御質問がありましたのは、事業者の自己負罪拒否特権ということでございますけれども、これもかなり E C の状況に沿った発展をしておりますが、E C の状況をここで正確に紹介するのは時間がございませんので、かいつまんでお話しいたしますと、E C の競争法の適用される、あるいは関連する状況においては、次の 3 つの判決が重要な先例だと言われております。

まず、Orkem 事件判決でございますが、これはヨーロッパ司法裁判所が判断したのですが、ヨーロッパ司法裁判所がヨーロッパ人権規約 6 条には自己に不利益な証拠を提出しないという権利は含まれていないといって、基本的に自己負罪拒否特権の内容を制約するような判断をしております。したがって、純粋な事実については回答を強制できるのだというのが、この判決のインプリケーションだと言われていました。その後、Funke 事件判決というものがでました。そこでは、フランスの税関官吏が、Funke という人が税法に違反しているとして立入調査等をいたしまして、証拠の提出を求めたわけですが、それは自己負罪拒否特権に反すると Funke が今度はヨーロッパ人権裁判所に提訴したところ、彼の主張が認められたというもので、一転して今度は自己負罪拒否特権の範囲が広がったように理解されていたわけでありました。しかし、近時の 1997 年の Saunders 事件判決というものにおきまして、いま一度、自己負罪拒否特権の範囲が限定解釈されています。

こういった状況を踏まえまして、イギリスでは、まず条文を整備し、かつ近

時の判例が出ているところですが、状況といたしましては、1985 年会社法の 434 条 5A において、一般的に自己の不利に係るような書類の提供等はしなくて良いものとされています。

また、近時の判例で、レジюмеでは注に書いておりますけれども、これは州の Council が環境法違反の調査に関して資料の提供を求めた場合に、どこまでそれを認めてよいか争われたものですが、この判決では、行政調査であるので、自己負罪拒否特権が及ばないという趣旨の判断が出されているところでございます。これは 2000 年の判決でして、これに対する学説の反応も、まだ十分ではございません。日本においては、これ以上の文献は調べられませんでしたので、追って調査をさせていただきたいと思っております。

次に、フランスにまいります。まず、行政制裁金、金銭的制裁と呼ばせていただいておりますが、これの算定方法、あるいは名宛人等についての御質問をいただきました。名宛人については、現行の商法 L 420 条 - 1 において、名宛人が限定されていないことから、判例、学説とも自然人がこれに含まれるものとしております。

次に、金銭的制裁のガイドラインでございますが、イギリス OF T の場合と違いまして、きちんと明文化されたものがあるわけではございません。しかし、以前からの批判、すなわち、金銭的制裁を課す基準が不明確であるという批判を受けまして、競争評議会は、毎年出しております年次報告書、その 1997 年第 11 次年次報告書において、競争評議会自らが先例を整理して、以下の 3 つの要件を抽出しております。

即ち、違反事実の重大性、それが経済にもたらした影響の度合い、そして違反者がそのような状況を起こしたことについてどのような状態にあったか、ということでございます。

概ね、EC あるいはイギリスとほぼ同じでございますが、簡単に見てまいりますと、違反事実の重大性としては、例えば事業者の規模が考慮されますが、支配的地位の濫用は重視されておられません。また違反の量的、あるいは質的な大きさということで、現在、よく話題になる、不可欠施設に係るカルテルなどのような場合には、違反事実の重大性が肯定されやすいという説明がございません。

次に、違反行為が経済にもたらした影響といたしましては、フランスでは日本と同じような談合事例が多々あるのでございますけれども、国家、あるいは地方公共団体との関係で談合等がなされたために、その支払いシステム、経済システムを全部変更しなければいけなくなったような場合、そういった場合が、この 2 番の要件を認めやすい要素だというふうに言われています。

3 番目、違反者と認定された者の状態でございますが、細かくはレジюмеを

見ていただきたいのですけれども、違反していることを認識している、あるいはそれを意欲しているというふうな状況は、金銭的制裁を重くする、加重する事情に働くわけでございますし、またリーニエンシープログラムを採用して防止しようとしていた、あるいは違反に付随的に関与したにとどまるといったような状況は、これは軽減するというものでございます。

次のページに行かせていただきます。レジユメの4ページでございますが、この金銭的制裁の算定方法、これも先ほどのイギリスの事例と比較して御質問がございました。上限は、事業者の総売上高の10%ですけれども、これは大陸と島国という違いがあり、フランスの方が市場が広く連想しやすいのかもしれませんが、明文中で world-wide turnover であるということが書かれていることを確認させていただきます。

そして、フランスにおいては、この金銭的制裁の性格は、一貫して行政制裁金であり、罰金ではないというふうに説明されております。

そこで、この質問は非常に大事かと思えますけれども、そのような行政的な制裁金を課す際に、なぜ事業者が違反について、故意又は過失があったことが必要なのかという御質問がございました。また、それを要求したとしても、犯罪成立要件としての故意・過失と違うのか、というご質問がございました。

一部の文献を見ますと、まだこれは一部ですので、追って調査で確認しますが、行政制裁金であるから、主観的要件は要らないのではないかという指摘も、ないわけではありません。しかし、一般には余りそのような問題意識はございません。また、犯罪成立要件のそれとの違いも論じられておりませんが、故意又は過失の認定というものが違反ありとされた事業者の状況、例えば、特定の事業者にのみ不当に安くものを売っていたとか、カルテルを理由として制裁の対象になったときには、自分で違反行為がなかったことを立証しなければ、故意が認められるという先例がたくさんございまして、犯罪の要件としての故意・過失よりも、認定がかなり機動的といえますが、緩やかになされているところが目についたところでございます。

このような解釈が、意識的になされているのか、それとも行政制裁金であるということの当然の帰結としてそうなっているのかは、文献からは明らかでございませぬ。そもそも、以上のような問題意識がなかったように見えますので、現地での調査をさせていただきたいと思えます。

それから、競争当局による調査手続の特徴、競争評議会が聴聞し、金銭的制裁を課すわけですけれども、その際の対象者の権利保障については、従前の先例を踏まえて、例えば、ここに挙げました商法典での規定、L 462-5、L 450-3、ないしは L 450-4 といった規定が明文中で明記されております。

しかし、まだ明文化されておらず、しかも、それが権利といえるか否かが争

われているものも幾つかございます。

それが以下に列挙されているものですが、まず一番最初のもの、競争評議会において聴聞を受ける権利、あるいは、ここには自ら聴聞対象者が証拠として、これを聞いてくれと、証拠を提出する権利も含んでの話でございますけれども、少なくともL463-7によりますと、これは当事者の権利ではない。競争評議会の裁量によって、証拠の採択であるとか、あるいは聴聞の執行が判断されるということになっているようでございます。

資料へのアクセス権、これは競争評議会の係官が、調査において取得した資料等を関係人が閲覧することが可能かということですが、これについても可能であるという条文がございます。

その次の自己負罪拒否特権ですが、これは商法典の条文には規定されていません。先例では、是認されているということになっております。恐らくこれは、その点をはっきり書いている文献は少ないのですけれども、ヨーロッパ人権規約の先例に従ったものでございます。しかし、ここも、日本で入手できる文献では十分な先例が網羅されているわけではございませんので、現時点では先例上、是認されているという点でとどめさせてききたいと思えます。

その次、弁護士や専門家への依頼権、あるいは彼らとの秘密交通権でございますが、まず、弁護士に依頼する権利では、競争評議会における調査、競争評議会による調査と競争評議会での審査手続においては、弁護士に依頼する権利が先例により肯定されております。

顧客との書面の秘匿に関する権利、これも先例により肯定されておりますが、例えば、ある部外者の弁護士に相談したところ、違法事実がないと言われたので争いますというように、自分で異議を申し立てるときには、その前提となる資料は、当然ながら、提出されるべきであると判断されております。

最後に制裁の重複、他国では二重処罰と言われている問題に関するものですが、前回、ここに新たな判例の動きがあるというふうに申しました。それ以上の状況は、まだ文献では確認できておりませんが、以前の状況を踏まえてもう一度確認いたしますと、限定的ではありますが、先例では制裁の重複はいけないということが認められております。しかし、この制裁重複の禁止という考えが適用される事例は、非常に稀であると言われております。

要点だけここに書いております。レジュメの4ページの最後のところですが、ある制裁が事業者に課され、他の制裁が課されようとしている場合であって、全く同一の事案に関し同種の制裁が課されようとしているときのみ、重複の禁止になる、と言われております。先の制裁と同じ性質の制裁で、同一の事実に関して課される制裁であって、同一の条項が適用されるべき制裁に限って、重複適用が禁止されるということです。

それは当然のことかと思えますけれども、この射程範囲は非常に厳しくて、例えば別個の疎明資料等から違反事実が認定されている場合には、重複禁止に当たらないという先例もあるようでございます。

それから、フランス法とE C法の双方で適用される事案に、制裁重複の禁止が働くか。これも、今述べた基準に従いまして、先例では否定的に解されています。

ただし、従前の慣行といたしまして、競争評議会は他国の競争当局によって制裁金が課せられた違反事案については、審査をしないことにしております。このことは、ストレートに条文化されていませんが、関連する条文として、商法L 462-9 というものがございます。前回の資料では、これの訳文は挙げておりませんが、内容はここに書いたとおりでございます。競争評議会は、問題とされている行為に対し、刑事制裁、あるいは行政制裁がフランスにおいて既に加えられている場合には、当該行為につき、外国の競争当局に協力することを拒絶できると。文献によりますと、この条文を踏まえて、刑法でいうところの双罰性の要件を意識し、他国が既に制裁を課している場合には、フランスにおいても制裁を課さないという解釈をとろうという学説が存在しているとのことですが、条文に明記されてはいない考え方です。

現時点までにおいて日本で文献調査ができたのは、この程度でございます。

塩野座長 どうもありがとうございました。先ほどそれぞれについての御質問というふうに申しあげましたけれども、既に、イギリス、フランスと続けて御報告がございましたし、考えてみますと、全部聞いてからの方が、あるいは御質問も出やすいかと思えますので、一通り御報告を承りましょう。

それでは、引き続きまして、岩橋調査員の方からお願いいたします。

岩橋専門調査員 それでは、「米国における違反抑止制度」についての補足及び御質問への回答をさせていただきます。

資料といたしましては資料2 というものがございまして、そのうちの後ろの2 ページが別紙ということになっております。また、御質問のうち、制度の運用の実態に関するものは、海外現地調査の上でということにさせていただきたいと思っておりますので、本日は文献からでも調査のできるものを中心にさせていただきます。

まず、Criminal Penalty と Civil Penalty の主観的要件には差があるのではないか、あるとするとどういった差があるのか、といった点についてでございます。

一般論といたしましては、Criminal Penalty には、Mental state requirement と申しまして、行為者の主観にかかわる要件が求められているのが通常であります。これに対しまして、Civil Penalty については、主観的要件が条文上定め

られていないこともございますし、実際にも要求されていないものがございます。

例といたしましては、Clean Water Act（水質清浄化法）におきましては、Criminal Penaltyについては、複数の行為類型のいずれにも主観要件の定めがございます。これに対しまして Civil Penalty については、裁判手続を経る Civil Penalty にも、行政手続で賦課される Administrative Civil Penalty についても、主観的要件の定めがございます。これに対しまして、False Claims Act（虚偽請求防止法）というものにおきましては、Criminal、Civil のいずれにも、“knowing” という、「知った上で」という主観的要件が定められております。この要件については、立証の程度に差があるということは明らかにされておりますが、内容として異なるかどうかについては、裁判例を見ても明らかではございません。

さて、Criminal の場面で knowing という要件が定められていたとしても、具体的にどの範囲の事情を知っている必要があるのかという点に関しましては、一般論としても、個別の法律の解釈としても、争われることが少なくありません。少なくはないのですが、しかし、法律の解釈としては、「主観的要件は緩やかである。余り認識がなくてもよいのだ。」と解釈されたといたしましても、すべての行為がすべて刑事的に起訴されるわけではございませんので、実際に起訴をする事案を選択する際には、主観的な認識のあるもの、より悪質な主観的認識のあるものを優先的に選ぶということが多くとされております。

Civil Penalty のうち、主観的要件の定められていないものについても、どの程度の認識や悪質な意図があったのかということに関しましては、具体的な金額の決定の際に、考慮に含まれるのが通常であります。しかしながら、主観的認識が全くない違反、機械がたまたま壊れてしまったといったものでありましても、例えば、環境の悪化といったような社会的損害が生じることは当然ございますし、気がつかなかったために、浄化設備の修理費用を払うのが遅くなったということで、一定の経済的利益も生じることはございますので、額はゼロにはならないというのが通常ということになると思われまます。

次の法人処罰の考え方につきましては、簡単にさせていただきますが、米国の連邦レベルの刑法においては、一般的には、いわゆる代位責任であるとされておりまして、役員ではない従業員の行為についても、広く法人が刑事責任を負うとされております。

3番目、4番目は、これは小林委員と諸石委員からいただいたのだと思いますが、反トラスト法における機関相互の関係及び連邦と州という政府相互の関係という御質問についてでございます。いずれも、法制度以上に実態・現実の運用というものが重要になるものでございますので、ここでは概略的なことに

させていただきます。

まず、機関相互の関係ですが、米国ですと、連邦取引委員会（FTC）と司法省（DOJ）の反トラスト局とが反トラスト法について管轄を有しますが、FTCはFTC法によって広く包括的に競争領域を管轄しているのに対しましては、DOJは刑事訴追については専管ということになります。

そのようなわけですので、2つの機関の管轄が重複する部分はもちろん生じるのですが、この部分につきましては、事実上どちらかの専管となっている部分と、互いに情報交換をした上で、具体的な事件ごとに割り振る部分に分かれるということになります。なお、水平合併ガイドラインなどというものが有名ですが、合同でのガイドラインの発表などということが行われることもよく見られます。

連邦と州の関係につきましては、州は、州の反トラスト法の執行を行うと同時に、連邦の反トラスト法のもとでの活動も行っております。また、州同士の協力のためのタクスフォースというものが組織されておりまして、州間協力というものも進んできております。

州の特色といたしましては、その地域の市場についての情報に精通していること、それから州の政府機関との関係が密接であること　これは州の法制度が競争政策に影響を与える場合などに直接話ができるということで重要になるわけですが　、そして、過去に生じた損害の補償についての能力を有すること、などが挙げられるのが通常であります。

5番目のところでございますが、数人の委員の方から何度か罰金の算定方法に関する御質問をいただいていたと思いますので、Criminal Penaltyの算定方法について、少し具体的に御紹介しておきたいと思っております。

カルテルなどを行った法人に対するCriminal Penaltyの法律上の上限額は、資料の矢印のようなものが3つ並んでおりますが、この3つのもののうちの最大のものというふうにされております。大規模な事件ですと、金銭的損害の2倍という基準がいちばん大きくなるということが通常になります。なお、この法律上の上限額の場合には、これは個別企業の与えた損害ではなくて、カルテル全体から生じる損害が問題とされますので、この部分は極めて大きな金額になるということが想定されております。

この範囲内で具体的な事案に対する罰金額を具体的に決定していく場面では、United States Sentencing Guidelinesという「量刑ガイドライン」というものが適用されております。この量刑ガイドラインによる量刑の範囲の設定方法は、基礎罰金額というものに悪質性から算定される乗率を掛けるというものですが、その基礎罰金額は、当該被告法人の犯罪行為によって影響を受けた取引額の20%という基準が通常使われます。この20%というのは、カルテルから生じる

不正な利得というのが平均 10%程度であり、そして、そこから生じる損失というのは、高くなったために買えなかった人というのがおりますので、その損失などが含まれるために、さらに高くなるという説明で 20%とされております。なお、この利得は、実際には 10%よりずっと少ないですとか、ずっと多いという場合には、量刑の範囲の中で、実際の金額の確定の際に考慮に含むという説明がされております。

乗率の方は、行為の悪質性によって上下することとされておまして、悪質性が高い場合には、基礎罰金額の 4 倍が上限、2 倍が下限、すなわち、取引額の 80%から 40%という範囲で量刑を行うこととなります。悪質性が比較的低い場合にも乗率 0.75 以下にはしないという定めがありますので、取引額から数えますと、15%を下回らないということになります。よく 80%から 15%という紹介がなされておりますけれども、これは一番上の 80 と一番下の 15 をとったということになります。

なお、具体的な算定の例といたしまして、別紙という 5 ページ、6 ページというものを御用意させていただきました。こちらは判決ではございませんで、この額で違反企業と DOJ (司法省) とが合意したというものでございますが、その中で量刑ガイドラインに従って、具体的な金額に至るまでの説明が示されておりますので、参考資料として出させていただきます。

最後に、松井委員からだと思いますが、競争政策の評価、そこにおける経済学の役割といったことについて簡単に触れさせていただきます。

競争政策といったものを評価する場合には、競争政策や反トラスト法というのは、どのような目的のためにあるものか、そしてその目的をどの程度達成しているのかという、そういう形で評価がなされるものだと思いますが、米国におきましては、反トラスト法の目的ですとか、あるべき運用、さらにはどの程度達成されているかの分析などに当たって、各種の経済理論が積極的に提唱されまして、非常に影響力を持って導入されてきております。どの時期に、どの政権下で、どのような理論が主導権を握ったかという説明もするとまたおもしろいのですが、これは大変時間がかかりますので、省略させていただいて、とりあえず、ここまでさせていただきます。

塩野座長 どうもありがとうございました。それでは、先ほど御案内申しましたように、引き続き、川出調査員をお願いします。

川出専門調査員 本日は、私にいただきました質問のうち、4 点について、これまでに調べたことを説明させていただきます。

まず第 1 は、ドイツの競争法と EU の競争法との関係はどうなっているのかという御質問に関する話です。その前提としまして、EU 競争法上の制裁の内容ですが、これについては、欧州共同体設立条約の 81 条及び 82 条に、加盟国

間取引に影響を及ぼす、競争を制限する合意及び行為、市場支配地位の濫用を禁止する規定が置かれていまして、これに違反しますと欧州委員会によって過料が課されるということになっております。

これが条約の規定ですが、この下に、2004年の5月に施行された理事会規則というのがございまして、この中で81条及び82条のルールの実行に関する定めがなされております。

この理事会規則の目的は2つあるというふうに言われております。その1つは競争法の施行の強化、もう一つは競争法適用の分権化です。それぞれの具体的な内容はレジュメに記載してございます。

この理事会規則が制定されたことを受けまして、ドイツでもこの理事会規則、つまり、EU競争法に合わせる形で競争制限禁止法の改正がなされました。それが、今年の7月に施行された競争制限禁止法の第7次改正法です。そこでは、理事会規則に合わせる形で非常に大幅な改正がなされているんですが、先ほどの2つの目的との関係でいいますと、第1の競争法の施行の強化の関係でも、例えば、理事会規則における措置権限の拡充などに対応して、これまで連邦カルテル庁は、禁止命令しか出せなかったのを排除措置命令を出せるようにするといった改正もなされていますけれども、ここではドイツ競争法とEU競争法との関係という観点から、第2の競争法適用の分権化の方を見ることにします。

第7次改正法で、まず行われましたことは、条約81条と82条に合わせた、競争制限禁止法の実体法規定の改正です。その上で、ドイツの競争当局及び裁判所に対して、条約81条及び82条を直接に適用する権限を承認しました。つまり、これまでは、ドイツの競争当局と裁判所は、ドイツの競争制限禁止法違反についての権限、適用権限のみを持っていたわけですが、条約自体を直接に適用できるようになったということです。

これに合わせて、条約81条及び82条違反が、競争制限禁止法81条1項により、競争制限禁止法上の秩序違反行為とされております。したがって、条約に違反すれば、それはドイツ法上の秩序違反行為となり、その違反に対しては過料が課されるという枠組みになりました。そうしますと、ドイツ国内で行われたある行為が、条約にも違反し、かつドイツ国内を対象とした競争制限禁止法の規定にも違反しているという場合には、条約違反の方は81条1項、それから後者の方は同2項と、2つの条文が適用されるという形になります。

この懇談会における問題関心に照らしますと、このような制度のもとでは、幾つかの疑問が出てきます。第1は、この場合、81条1項、2項の双方が適用されることになりまして、そうすると、それぞれに別個に過料が課されるのかという問題です。

このような場合の処理については、ドイツの秩序違反法19条に規定がござい

まして、「同一の行為が、それを秩序違反とする複数の法律に違反する場合、又は、ある法律に複数回違反している場合には、単一の過料が課される」となっております。その上で「複数の法律違反があった場合には、過料の枠は、その上限が最も高い法律に基づいて定める」という規定がございます。これを適用しますと、先の場合は、競争制限禁止法の 81 条 1 項と 2 項の双方が適用されたうえで、双方に共通する上限である『全世界の売上高の 10 パーセント』を上限として、単一の過料が課されるということになるのだらうと思います。

なお、以前に、ここでいう売上高の 10% ということの意味について、これは全世界の売上高を基準とするのかどうかという御質問がございました。この点につきましては、競争制限禁止法の明文上は、過料の上限というのは、直近営業年度の総売上高の 10% というふうに書かれているのみでして、売上高の基準が全世界かどうかということは明示されておりません。ただ、この売上高の 10% という基準は、先ほどの第 7 次改正法で理事会規則の規定を取り入れる形で挿入されたものです。そこから、基準についても EC 競争法の基準がそのまま適用されて全世界となると理解されているようです。以上が第 1 の問題です。

次に、2 つ目の問題は、条約の 81 条と 82 条をドイツの競争当局が直接に適用できるということになりますと、この違反については、当然、欧州委員会も管轄権を持っていますから、同一の条約 81 条ないし 82 条違反に関して、EU のレベルとドイツ国内とで 2 つの手続が重複し、欧州委員会とドイツの競争当局によって二重に過料を課されることにならないのかです。

これにつきましては、理事会規則に調整規定がございます。レジュメに挙げました 11 条 6 項がそれでして、これによれば、欧州委員会が手続を進めると決めれば、加盟国の競争当局は、条約の適用権限を失うということになっています。したがって、欧州委員会が手続を開始した場合は欧州委員会がやりますし、欧州委員会が動かなければ、加盟国の競争当局による手続が進むということになりますので、結局は、これも重複して過料が課されることはないということです。

それから、第 3 の問題は、ある行為について欧州委員会が条約違反で過料を課した場合で、その同一の行為が、同時に、ドイツ国内を対象とした競争制限禁止法違反に該当する場合に、それに対して、ドイツで過料を重ねて課することができるのかです。

この点については、ドイツの競争当局は、このような場合については過料を課さないという運用を行っているそうです。以前に、フォルクスワーゲンの事件で、欧州委員会が過料を課して、その後、ドイツの競争当局は何もしなかったという事案のご紹介がありましたが、恐らく、これも、欧州委員会によって過料が課されているから、ドイツとしてはさらに過料を課することはしないとい

うことだったのだらうと思います。

運用としてはそうなのですが、前回御紹介がありましたように、欧州レベルと、加盟国レベルでの二重制裁自体は許されるというのが欧州裁判所の決定です。それからドイツの国内法の解釈としましても、前回の御報告で御紹介しました基本法の 103 条 3 項というのは、刑事罰を 2 回課すことを禁止しているだけでして、過料については適用されないとされています。また、仮に、過料についても 103 条 3 項の考え方が準用されるとしましても、国外の裁判所等によって課された制裁というのは、103 条 3 項の対象にはならないというのが連邦憲法裁判所の判例です。ですから、理論上は、恐らく重ねて過料を課すこともできるのだと思いますが、運用上、カルテル庁はそれをやっていないということのようです。

以上が、第 1 の項目である、ドイツ競争法と EU 競争法との関係についての説明です。

次に、2 つ目の御質問は、競争制限法違反にかかわる主体の相互関係がどうなっているかということでした。

まず、競争当局としては、連邦カルテル庁と州の競争当局がございますが、この 2 つの関係については、管轄の配分規定が競争制限禁止法上がございます。それによれば、競争制限行為等の効果が特定の州の範囲内にとどまるという場合、これは州の競争当局が管轄を持ちます。それ以外、つまり、その効果が複数の州にまたがるという場合には、特別の規定がない限りは、連邦カルテル庁が管轄権を持ちます。このように、規定のうえでは、管轄は配分されていて、重複することがないということになっております。

それから、もう一つの問題は、連邦及び州の競争当局と検察庁との関係でして、これは、同時に、過料手続と刑事手続はどういう関係にあるのかという問題でもあります。この点につきましては、前回の報告の際に申し上げましたように、同一の行為が犯罪行為と秩序違反行為の双方に該当するという場合には、刑法が優先的に適用されます。したがって、刑罰と過料が重複して課されるということはありません。

これは実体法上の規定なのですが、このことの手続面への反映といたしまして、例えば、ある秩序違反につき管轄権を持っている行政官庁が、その調査を進めていく過程で、同じ行為が犯罪行為にも該当するという疑いを持った場合については、刑法が優先的に適用されることの帰結として、事件を検察庁に送致しなければならないという規定が置かれています。その上で、事件の送致を受けた検察庁が捜査を進め、その結果、それを起訴しないということであれば、事件を行政官庁に再送致するということになっていますが、いずれにしても、行政官庁には、犯罪の疑いがあれば、まずは検察庁に事件を送致する義務があ

ります。したがって、同一の行為につきまして、刑事事件の捜査と過料事件の調査が重複して進むことはないということになります。例えば、ある企業の従業員の行為が、競争制限禁止法に違反するとともに入札談合罪にも該当するという場合、競争当局から検察庁に事件が送致され、競争当局の当該従業員に対する過料賦課のための調査権限はそこで失われますので、重複はしないということです。これが原則です。

ただし、唯一の例外が競争制限禁止法の82条に定められています。そこでは、一定の事案、例えばカルテル等における法人又は人的団体に対する過料の賦課手続については、競争当局が排他的管轄権を有するとされています。つまり、競争当局が排他的管轄権を有するということですので、その限りにおいて、競争当局は検察庁に事件を送致する義務はなく、秩序違反行為に対する調査権限を喪失しないということになります。

ですから、ある企業の従業員の行為が、競争制限禁止法違反であるとともに、入札談合罪に該当する場合については、その個人については検察庁に事件が送致されますが、その企業については競争当局が調査権限を持つということになりますので、その限りにおいて、両手続が並行して進むわけです。それゆえ、この場合には、手続の調整の必要が生じます。これをどう調整するかという内部的な取り決めは、公表されたかたちでは存在していないようです。ここは現地で調べてきたいと思います。

以上が、第2のご質問についてです。

続いて、第3番目は、過料に関するリーニエンシープログラムと刑罰との関係です。ドイツのリーニエンシープログラムは、連邦カルテル庁が出しております過料賦課のための指針に関する公示、ボーナス規定というふうに言われていますけれども、これに定められていまして、それにより、特定の競争制限禁止法違反を行った個人及び事業者について、一定の条件のもとで過料の減免を認めております。

御質問がありましたのは、例えば、過料の減免を受けた当該個人の行為が、同時に犯罪行為であるという場合について、その犯罪行為はどう処理されるのかということです。法人については刑事責任はございませんから、こういう問題は生じませんが、個人については確かに生じます。これについては、公示の中に、リーニエンシープログラムと民事責任や刑事責任とがどういう関係にあるかに関する明文規定が設けられております。

2項の方が刑事責任との関係ですが、そこにありますように、連邦カルテル庁は、当該行為が犯罪行為、特に刑法298条の入札談合罪に該当する場合については、先ほど挙げました秩序違反法41条に基づいて、手続を検察庁に送致しなければならないとされております。したがって、日本のように、リーニエン

シーブプログラムが適用される場合は告発しないといったことはないわけでして、事件の送致は必ずしなければならないということになっています。

その上で、事件の送致を受けた検察庁はどうかですが、刑訴法の中に、この場合について、検察庁が事件を不起訴にする権限を定めた条文は存在しておりません。御承知のように、ドイツの刑事手続では起訴法定主義がとられておりまして、犯罪の一定の嫌疑があれば、必ず検察官は起訴しなければならないということになっております。もちろん例外はございますが、例外が認められるのは、刑事訴訟上、明文規定がある場合に限られております。したがって、それに対応する規定がないということは、リーニエンシープログラムが適用された場合について、そのことを理由に、検察官が事件を不起訴にすることはできないのだろうというふうに思います。

ただ、そうすると、リーニエンシープログラムの実効性が阻害されないかという疑問は当然出てくるわけでして、それをどう調整しているかということについては、現地で調査してきたいと思います。

最後は、過料額の算定基準についての御質問に関する話です。これについては、前回の報告の際に申し上げましたように、秩序違反につき、一定の分野においては、過料カタログというのがございまして、特定の違反については幾らの過料額ということを決めているのですが、競争制限禁止法につきましては、考慮要素が非常に多岐にわたるということ、それから事案ごとの特性が高いということから、過料額のカタログは存在していませんし、そのようなことを決めるのはむしろ不相当だというふうに考えられているようです。

ただ、ドイツの場合は、刑事事件における量刑理論について非常に研究が進んでおりまして、一定の枠の中で、いかなる要素をどのように考慮するべきかについても多くの研究があります。過料は刑罰と類似性を有するものですので、同じような議論が過料についてもなされております。この点は、もし時間があれば、いずれ御紹介させていただきたいと思います。

塩野座長 どうもありがとうございました。それでは今、御三方から外国調査の結果の御報告がございました。これから外国に出張されるということでございますし、委員の皆様方からも外国調査のときに、こういう点についても調べてきてほしいという、そういった御要望も受け付けているところでございます。今日は時間の関係もございますので、今日の御発表について何かよくわからないとか、こういう問題について、もう少し調べてほしいとか、そういうふうな御質問があれば承ります。どなたからでも結構でございますし、どの順番でも結構でございます。横断的でも結構でございます。西田委員。

西田委員 横断的にですが、全体を見ますと制裁金の上限は、大体 10% というので共通しているようですが、なぜそれが共通するのかというところ、いや、

お答えは結構ですので、それが一つ。そして各国ともおしなべて、これは「行政制裁金」であるということで統一的な理解があるように思います。その場合に、それは上限主義ですよ。10%以下、あとは量定の問題であるということになります。そういう目から見たときに、むしろ反対に日本の課徴金のような定額主義で、それに今度の改正で加重と軽減というものを初めて入れたという制度です。欧米の観点から、この定額主義といいますか、日本のこの制度というものを見たときに、それをどう評価するかについて知りたいので、こうしたことについて調べてきてくださればということで。

塩野座長 その点、大変重要なんですが、外人になって見ると、日本法のここがおかしいということが初めてわかるということがよくあります。根岸委員。

根岸委員 ヨーロッパですけれども、先ほど御紹介がございましたように、加盟国はE C競争法の81条、82条を運用する権限を与えられたわけです。そうしますと、それぞれの国の行政手続に従って行われるということになると思うのですが、先ほど「手続のでこぼこ」について知りたいところなんです。つまり、今までであれば欧州委員会が基本的に競争法違反について定められた手続に従ってきたので、理解しやすかったのですが、今回は、それぞれの国がE C競争法を適用するということになりますと、その「手続のでこぼこ」がどういうことになっているのかというか、そういうことについて、もし調査することができるのであればお願いしたいと思います。

先ほど御紹介がありました分権化が始まってから、それほど時間が経っておりませんので、運用例というのはどの程度あるのか、私も存じ上げておりませんが、もし、そのような問題につきまして、何か新たな知見を見つけることができるのであれば、大変ありがたいと思っております。

塩野座長 松井委員。

松井委員 関連した質問なので、お聞きしたいんですけども、国際カルテルの場合、特に今回の改正で日本もリーニエンシー制度が導入され、アメリカ、EUと歩調を合わせられるといったような議論もあります。実際に国際カルテル事件が起こったときに、どう調整していくのかという点に関して、どのように行われている、もしくは考えられているのかということを知りたいと思います。

塩野座長 今後の調査のときにということですね。またどうしてもこの点だけはということであれば、聞いてください。

大変ありがとうございました。それでは第一陣にお出かけになる専門調査員の方、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、今日の第一のプログラム専門調査員からの補足説明は終わりでございます。そこで次の議題、すなわち「課徴金に係る制度の在り方」について

でございます。この点につきましては、まず事務局で用意した資料があるよう
でございますので、寺川参事官の方から、まず御説明いただけますでしょうか。

寺川参事官 それでは、お配りしております資料に基づいて説明させていただきます。まず、最初に資料4ですけれども、「独占禁止法の課徴金について」ということで、これは我が国国内の課徴金制度について、改めて概要を説明させていただきます。

1枚目になりますが、これは本年1月4日から施行されています課徴金制度ですが、基本的には にありますように、違反行為対象商品の売上高に算定率を乗じるという算定方法です。また、違反行為の実行期間については、最大3年間ということになっております。それから対象行為について、 の下方に書いていますが、従来とは変わっていますので、確認的に御説明いたしますと、従来の「対価に係る」カルテルというだけではなくて、数量・シェア、または取引先を制限するカルテル、さらに加えて、支配型の私的独占が対象行為に加わっています。

また、これまでは販売を中心に考えていましたが、購入カルテルについても課徴金が対象になるということが明記されております。算定率につきましては、製造業については大企業10%、中小企業4%、以下小売業、卸売業については、資料記載のとおりということですので、これらが基本になった上で、違反行為を早期にやめた者に対しては20%の減じた額が適用され、他方、10年以内に課徴金納付命令を受けていた者に対しては、50%増しの率が適用されるということで、減算、加算の規定というものが入れられております。

さらに として、新しく課徴金減免制度が設けられています。これはこれまでの説明があつたとおりですけれども、検査前の違反行為について第一番目に申請した者には納付命令をせず、2番目に申請した者には50%、3番目に申請した者には30%、立入検査後にあつては3番目以内に申請した者に対しては30%減じた額の納付命令を行うという規定があります。

続いて矢印の流れは から となっています。これは、 は とは関係なく、事件が刑事事件となり罰金が科されるということになる場合には、確定した罰金額の半額に相当する額を課徴金額から控除するということになっております。以上が全体の枠組です。

2枚目は、課徴金の性質について紹介しております。まず、平成2年に総理府のもとにあつた懇談会で一度課徴金の引き上げについて検討がなされたときの報告書を引用して説明しています。

一つは課徴金の性格ですが、2ページ目の一番の最初のところにありますように、カルテルによる不当な経済的利得を国が徴収することによって、違反行為者がそれをそのまま保持し得ないようにすることによって、社会的な

公正を確保するということ、それから違反行為の抑止というものとして定められた行政上の措置だということ。刑事手続との関係でいいますと、刑事手続を待たず行政上の措置としてもカルテル禁止の実効性を確保する必要があったということから、この制度が導入されたということを説明しています。

課徴金の算定方式にかかるものとしては、基本的には「カルテルがなかった場合の収益」に対する「カルテルを行った場合の収益」の増分というものを念頭に置いています。しかしながら、「カルテルがなかった場合の収益」というのは、現実には把握しがたいということから一定の方式を定め、これで擬制すること、すなわち算定の容易さ、透明性・明確性の観点から、個々のケースごとに経済的利得を算定するのではなくて、売上額に一定率を乗じるという簡明な算定方式をすることが妥当だという判断がなされていました。

それから3ページ目は、昨年出された最高裁の判決の紹介です。これは課徴金が刑事罰、それから損害賠償制度に加えて、カルテルの抑止効果を強化するという趣旨で設けられたことを説明するとともに、行政上の措置であるということから、制度の積極的、効率的な運営により、抑止効果を確保するために算定が容易であることが必要である、というものです。以上が今まで現行の制度の概要と、それからその考え方というものを御紹介したものです。

4ページ目に、これまでの高額課徴金としては、どういう事例があるかということをお理解いただくために挙げました。これまでの例で言いますと、新しい課徴金制度にはまだ入って間もないわけですので、事例はございません。平成2年よりも前についての制度につきましては、算定率が製造業については2%という時代でしたが、その時代の一番高額だった課徴金という例で、セメントのカルテル事件を紹介しております。

一番高額だった例では、中国地区で15億円、それから北海道地区で8億7,000万、これを合わせれば約24億円ということになります。それからその後、6%の算定率になってからのものとしては、ステンレスカルテル事件、これは昨年納付命令があった事件ですけれども、これが16億円。それから、道路用防護製品、これはガードレールのことですが、これに係るカルテル事件ですけれども、これは最高で14億円、それから機械保険連盟の事件、これは先ほどの最高裁の判決の対象になった事件ですけれども、これも13億9,900万円という金額になっております。

補足して申しますと、最初に紹介したセメントの事件の当時は、算定率が2%でした。その当時は、カルテルの違反行為の実行期間については、最大3年という規定がまだありませんで、当時は無制限でありました。その関係で、このセメントの事例では、大体4年9か月から4年10か月ぐらいの期間の算定ということで、これだけの金額になっています。その後につきましては、3年が上限

になっています。

次いで、5ページ以降ですが、今回の改正の経緯につきましては、公正取引委員会から提出していただいた資料などを改めて挙げております。この辺は既に説明した内容ですので、重複しますから、省略させていただきます。

それから続きまして、次に日本の制度と対照にして見ていただくという意味で、資料5で「主要国における制裁金等」の制度ということで、こちら事務局の方でまとめたものを出しております。

ただ、先ほどちょっと伺っておりましたが、各専門調査員方々の説明と比べると、このように言い切っていないかどうかという部分が幾つかありますので、ちょっとその辺は恐縮ですが、割引いて見ていただければと思います。

算定方法につきましては、特にEUとイギリスについては、ガイドライン等が出ておりますので、後で御紹介させていただきます。

「故意・過失要件」についてもまとめてみました。EU、イギリス、ドイツについては「あり」。それからフランス、オーストラリア、韓国については「なし」というふうに分けています。ただ、フランスにつきましては、先ほど今井専門調査員の話もありましたので、「なし」と言い切っていないかどうかというところは問題があるかもしれませんので、この辺も確認させていただきます。ただ、「あり」という場合については、一応、「注」で説明をしておりますので、こちらを御覧いただきたいと思いますが、例えば、EUについては、2ページ目の方に「(注2)」を御覧いただきたいと思いますが、「過去の事例の蓄積に鑑みて事業者が、自らの行為が目的又は効果において競争を制限し得るものであると認識していないはずがない旨を立証すれば足る」ということで、実務上では故意または過失があったとの認定さえ必ずしもなされていないという状況だということです。

そして、イギリスですけれども、イギリスにおいても通常、故意または過失の存在が推認されているということです。それから、ドイツでは自然人による秩序違反行為を前提にした法人に対しても過料が課されるわけですが、自然人については、故意または過失の存在は要件とされているということで、これは明確に故意・過失の存在が要件だということが言われています。

しかし、法人については、下位の従業員等の自然人が行った秩序違反行為に対する選任監督責任を問われるということで、基本的には個人の過失が認定されれば、併せて法人の過失というものも認定されるという考え方によっているということのようです。

3ページ目は、EUの制裁金算定の流れについて、告示が出されております。資料はそれを要約したものとなっております。

まず最初に「基礎金額」を設定します。「基礎金額」の算定は、違反行為の「重

大性 (gravity)」の考慮から始まります。価格カルテル、市場分割などの違法行為については、「very serious」ということで 2,000 万ユーロ以上、それからある程度広域、広範の競争制限については、「serious」ということで 100 万から 2,000 万ユーロ、それから「minor」なものについては、1,000 から 100 万ユーロとされて基礎金額が設定されております。

続いて、「実行期間 (duration)」が考慮され、違反継続年数に応じて増大されていきます。

そして抑止力を確保する観点から、カルテルの場合には事業者の事業規模等に応じて事業者間で傾斜的に加重軽減するといった考慮を経て、基礎金額が設定されます。

次いで加算・減算要素が考慮されます。加算要素としては、累犯である場合、主犯である場合、検査妨害をしている場合ということなどが要素として考慮されます。他方、減算要素については、主犯に対して追従的な立場であったかどうかということなど、減算要素が考慮されます。ただ、具体的に、どれだけ増減されるかということについては、必ずしもはっきりしているというわけではありません。

次の流れとしては、リーニエンシーの適用があります。その条件は資料中に書いてあるとおりとなっております。このリーニエンシーの適用があった上で、最終的にその他の要素、つまり制裁金の上限額ですとか、事業者特別事情などについて考慮された後、最終的な金額が決まるというふうになっています。

最後に書いています象徴的な制裁金賦課というのは、現実問題としては制裁金をこの計算過程で課すほどの事案ではない場合、ペナルティという意味をはっきりさせるために課すというときには、非常に少額ですけれども 1,000 ユーロという額を課することができるというふうになっているということです。

4 ページ目に「イギリスにおける制裁金算定の流れ」を紹介してございます。まず第 1 段階として書いていますが、基本金額として、違反行為対象商品の直近 1 年間の売上高、これは必ずしも企業の全売上高ではなくて、違反行為対象商品の 1 年間の売上高ですが、この 10% 以下の範囲で定められます。これも「10% 以下」というふうになっていますので、実際には、違反行為の種類や資料にありますように、市場構造などを含めて、事件毎に算定されるということになっているようです。

それから、第 2 段階で実行期間が考慮されます。第 3 段階では、抑止力を確保するのに十分な水準かどうか、違反事業者の状況、その他の実際の要因というのが考慮されているということです。

続いて、第 4 段階で加算・減算要素の考慮というのがありまして、このあたりは全く EU と同じというわけではありませんが、ほぼ同じ考え方で加算、減

算が考慮されてきたということのようです。

最後の第5段階としては、制裁金の上限との関係、それからこれは欧州委員会等との二重処罰回避を考慮して金額が決めることができる旨定めがあります。そしてこれはカルテルについてのみですが、リーニエンシーの適用が最終的に考慮され制裁金の額が最終的に決まるといふふうになっております。

参考までに、これは過去の欧州委員会における制裁金の高額賦課の事例と公正取引庁による制裁金の高額賦課の事例というのを5ページで紹介させていただいています。

例えば、欧州委員会でいうとビタミン剤の価格カルテル事件は4億6,200万ユーロが課されています。それから、イギリスですと、高額な例としては、1,500万ポンドの制裁金が課されたという例が出てきているということです。

それからアメリカ反トラスト法違反の罰金額の算定方法については制裁金とは性格が違うものとして、参考までに挙げさせていただきました。

また、先ほど岩橋専門調査員からも詳細な説明がありましたので、ここでは説明を省略させていただきます。

それから、資料6では改めて「諸外国におけるカルテル等の行為に対するサンクションの概要」ということで、公正取引委員会の事務総局からも協力をお願いいたしまして、一応、今把握できる限りのものというのを簡単な表にまとめて紹介させていただきます。

一番上のところが行政上の経済的不利益処分のみが課されている例として、EU諸国、それからオーストラリアの例などを紹介しています。オーストラリアの方は、昨今、刑事罰の導入についても議会で審議されているようですが、まだ、その中途ということで、現時点では行政庁の処分のみということのようです。

それから、中段で刑事罰のみということで、アメリカ、カナダ、デンマーク、アイルランドの例などを紹介しています。

それから、金銭的不利益処分と刑事罰が併存している例としては、日本以外にイギリス、ギリシャ、オーストリア、フランス、ドイツ、韓国などの例もあるということで、その概要を紹介させていただいております。個人についても国によって対応が違うというところがありますが、そのほかについても一覧表ということでまとめさせていただいております。

課徴金に関する私どもの方の資料は以上のとおりです。最後に若干、事務局から前回の会合で御質問があった事項で、今回一応の回答ができる部分につきまして、補足資料を用意しましたので、概略をお話しさせていただきます。

資料7を御覧いただきたいと思いますが、刑事罰と課徴金の調整について、これは前回の会合で独占禁止法の課徴金と証券取引法の課徴金、課徴金と刑事

罰の関係についての一覧表を出しましたが、そこで調整についてどういう考え方があったのかという御質問がありました。今、説明できる範囲でということで用意したのが1ページ目です。実は没収・追徴相当額との調整については、当時この法改正に携わった方々がまとめた本がありまして、そこで説明されているというところによりますと、犯罪行為による経済的利得を包含する財産が没収・追徴されている場合についてまで課徴金で経済的利得相当額全額を課すまでの必要はないという政策的判断から、調整規定が設けられているという説明がなされています。

それから、次に証券取引法における継続開示義務違反に係る課徴金と刑事罰との調整につきましては、これは議員立法で上げられています。衆議院での提案された議員の説明としては、両方とも同じ違反行為の抑止という目的があるという点では、刑事罰と同じ効果を持つという考え方から、政策的に全額の調整規定を入れたということが説明されております。

最後に独占禁止法における課徴金と刑事罰との調整については、一昨年の中議院の本会議での細田官房長官の発言として課徴金と刑事罰の併科については、基本的には二重処罰の問題が生ずることはないと考えられるけれども、両者は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があるということから、罰金の2分の1相当額を課徴金から控除するということが政策的に適当であると判断したということが説明されます。

それから、2ページ目につきましては、西田委員から御質問がありました国税査察での最近の動きで把握できるのではないかとということなのですが、国税庁から公表されている範囲でまとめました。過去3年ということで、トレンドを見るのはちょっと難しいと思いますが、実刑数は今平成14年、15年、16年に限って言えば増えていると。また、ここで言うところの犯則金額というのは脱税額と同じと考えていただいてもいいと思います。それから、一番最後に罰金額ですけれども、その比率をしてみると、大体20%から25%の間ぐらいというふうになっています。ただし、実は犯則税額は1「件」当たりになっていますが、罰金額は1「人」または1「社」当たりですので、母数が一致しているわけではないので、残念ながら、直接的にこの表だけでは比較するのは難しいかと思えます。以上でございます。

塩野座長 どうもありがとうございました。今の御説明についての御質問があれば伺います。村上委員どうぞ。

村上委員 情報として補充してもらいたいというか、行政制裁金を列挙していますけれども、その対象行為の範囲というのは、これはどこにも書いていないので、是非記載してもらいたい。決してカルテルだけでなく、競争法違反行為全体が対象になっているということです。

行政制裁金を算出する場合に、今、外国ではどうやって計算をするかという実態をお伝えしておいた方が正確な議論になると思いますので、私の知識の範囲内でお伝えしておきます。

EUやイギリスの算出方法が出ていますので、それを見ながら聞いていただければと思います。上限は当該事業者の全世界売上額の10%だということになります。

具体的な制裁金額というのは、どうやって決めるのかということになりますと、各国ごとに違いますが、これから私が申し上げるのが、大体標準的な制裁金額の算定方法になります。最初にやる作業は、違反企業の問題となった商品の管轄地域、EUならEU、イギリスならイギリスの管轄地域内における前年度売上額に違反行為類型ごとに一定のパーセンテージをかけます。これがいわゆる基礎金額になります。カルテルの場合は、前年度売上額に通常10%をかけて、これが基礎金額になります。それは前年度売上額ですから、1年度の金額になります。

それから次に、必ず違反行為の継続期間というものを考慮します。EU委員会の場合は、1年間増えるたびに10%加算されるという形になっています。そうすると、当該商品の域内の売上額、そこにまず10%をかけて、例えば、3年間継続していたのであれば、それに30%加えるわけです。日本の課徴金で考えると3年間のトータルの売上高に10%をかけますので、日本の課徴金額よりも逆に小さい金額になってしまうわけです。それではまずいので、前年度売上額の10%、それと継続期間を加算したものにプラスアファとして、企業規模というのを勘案します。企業規模、もしくは全世界における地位、それを考慮しないと違反抑止力が出る数値がでません。それまでの数値だけですと、実際の違法収益の剥奪まで至っていないわけですので、違反抑止を持たせるためには、先ほどの金額に企業規模を勘案して、2倍なら2倍という形で増やしていきます。先ほどの金額がいわゆる基本金額といわれているものになります。

その基本金額について、今度は増減をします。まず増額事由については、違反行為の悪質度を勘案して、その基本金額を最大2倍まで上げられるというような、そういう形のシステムをとります。

カルテルの場合に、必ず勘案される増額事由というのは、その違反事業者が首謀者であること。それから役員や上級管理職が関与していること。繰り返している累犯であるということ。その3つは必ずカルテルの場合の増額事由として勘案されます。それで増額する場合には、先ほど申し上げた基本金額の2倍までは上げられる形になります。

その後、減額事由を入れて減額します。カルテルの場合の減額事由というのは、発見したときに直ちに、即時にカルテルをやめたかという即時停止。それ

から当局の調査への協力。それから事前に申告したかどうか。違反行為を自ら認めたか。それらが減額事由として勘案されて、例えば、50%減額というような大きな比率での減額になります。その結果、最終的なカルテルに対する制裁金額が決まるわけです。

減額事由とリーニエンシーは分けて説明されますけれども、実際の手続上は、そこは余り区別されないでばつと減額比率 50%減というのがなされることも多いといわれています。ただ、行政制裁金というのは、決してカルテルだけにかかるわけではなく、競争法違反一般に対してかかっていきます。競争法違反には、当然、カルテルのほかにも再販売価格維持や行為者が違反を承知でやっている、かなり悪質な行為があり、他方で専売制とか抱き合わせというように、例えば市場占有率 10%の事業者が行っても違反にならないけれども、市場占有率 50%の事業者が行えば違反になるという、そういう行為まであるわけです。

カルテル以外の行為に行政制裁金を課す場合に、どうするかといえば、基本的な手続は同じです。前年度売上額に一定のパーセントかけていきますが、そのパーセントが低くなります。例えば、支配的事業者に対する濫用行為とか、その他の行為になりますと、先ほどの 10%かけ率を 5%、3%というように、違反行為類型に応じてパーセンテージを下げていきます。それから、増額、減額事由というのも異なってきます。カルテル以外のものでは、違法性の意識がちゃんとあったかとか、違反行為に当たることが明白であった。そういうのが増額事由になります。それからリーニエンシーは、カルテル以外ではありませんから、それは適用にならない。そういう形で計算して、最終的な金額を決めていくというのが、一般的に行われている行政制裁金の具体的な金額の算定方法となります。

もう 1 点、6 ページ、資料 5 に、各主要国における行政制裁金が並んでいるわけですが、これを見ますと、EU からイギリス、フランス、ドイツ、オーストラリアまでは penalty か、fine という言葉を使っていて、韓国だけ課徴金という surcharge という言葉を使っています。韓国の課徴金は、違うものではないかという誤解を生みますけれども、韓国の課徴金というのは、カルテル、独占行為、不公正な取引方法などの違反行為類型ごとに、異なる上限金額を設定していきまして、その上限金額の範囲内では、韓国公正取引委員会が課す、課さない、それから、幾らの金額を課すかの裁量権を持つもので、その性格は明確に行政制裁金というのが正しい理解になると思います。

surcharge という言葉で訳されているのは、韓国の競争法というのは、日本の独占禁止法を引き継いだものであり、日本独占禁止法が課徴金を surcharge と呼んでいたのもので、surcharge と英訳しているだけでありまして、そういう意味では、この懇談会のテーマとの関係では、日本の課徴金は、一種独特の行政

制裁金でカルテルだけを対象として、しかも課す課さない、それから算定金額まで画一的に決まってくるという、そういう日本の独特な課徴金とは違うもので、むしろ韓国の課徴金は、法的には行政制裁金というのが正しい理解になるうかと思えます。

塩野座長 どうもありがとうございました。ほかに何か御質問等ございますでしょうか。どうぞ西田委員。

西田委員 先年、証券取引法に課徴金が導入される際に、証券取引法はもう既に没収・追徴の規定を持っていたわけですが、それに加えて課徴金も加えるということに対して、内閣法制局から、それは行政官庁が行政制裁金を課すということになるので、法理論的におかしいという異議があり、そのために議員立法になったというような話を聞いているのですが、そういう考え方を内閣法制局はお持ちなのかどうか。そこら辺について、何か御事情をお知りであれば、ぜひ教えていただきたいと思えます。

寺川参事官 先ほど、前回の資料を実際に見ていただければと思えますが、一昨年に法改正が行われ、課徴金を導入されたときは、議員立法ではなくて、内閣から出された閣法であったと承知しております。今、議員立法のお話は、先ほどの説明でいいますと、2番目にある継続開示義務違反に係る課徴金のときの議員立法の件のことと存じます。このときは、恐らく問題になったのは、没収・追徴との関係というよりは、特に証券取引法では、今のところ、課徴金は、基本的には不当な利得、経済的な利得相当額を剥奪するものという説明がされておりまして、それが念頭にありまして、不当な利得が観念できないものについて、課徴金が課せるのかということが議論だったのではないかと思えます。

西田委員 重ねてよろしいでしょうか。

塩野座長 どうぞ。

西田委員 ということは、課徴金というのは、不当利得の剥奪が限度であって、それを超えた「制裁金」であってはならないというのが、法制局のお考えだというふうに理解してよろしいんですか。

寺川参事官 そこはすみません。法制局の見解としてははっきりわかりません。

西田委員 なぜ閣法ではなくて、議員立法になったかという事情を説明していただきたい。

伊東経済取引局長 私の手元の国会会議録で、昨年2月に内閣法制局の担当者が答えたときのものがありますので、ちょっとこれを読ませてもらいます。

「御承知のとおり、昨年成立した証券取引法の改正によりまして、今年の4月からインサイダー取引とか発行開示書類の虚偽記載についての課徴金制度と

というのが発足いたします。そこで、先般金融庁の方から継続開示書類の虚偽記載についても課徴金を導入したいのだがどうかという御相談を受けたわけでございます。

そもそも課徴金というのはどういうことかということ、十分御存じだと思いますけれども、ちょっと御説明させていただきたいと思うんですが、これはカルテルやインサイダー取引といった経済的利得を目的とする法令違反につきまして、違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして、違反行為がいわばやり得になるということを防ぐということと、これを通じて違反行為の防止という行政目的を達成する、こういうものでございます。

このような課徴金制度でございますけれども、そういう意味からいきますと、目的のために必要かつ適切な手段だということで、憲法 31 条が規定する適正手続にも合致しておりますし、他方、その趣旨、目的、手段などを考えますと、憲法 39 条後段が規定する二重処罰の禁止との関係も問題にならないというふうに考えているわけでございます。

要約するとそういうのが課徴金でございますけれども、それでは、この継続開示書類の虚偽記載についてはどうかということでございます。これについては、発行開示の場合とやや事情が異なっておりまして、それにより得られる経済的利得があるのかどうかということ、あるとして、その内容は何か、そしていかにしてその数字を算出するかということが実は必ずしも明らかではございません。そういうことで、課徴金というのは他方で憲法 31 条、39 条ということで将来問題にもなりかねないということもございまして、これについてはしばらく時間をかけて慎重に検討したいというふうに思っております。」

こういう内閣法制局の国会答弁がございまして。

日野委員 正確にいうと、議員立法ではなくて、あれは金融庁が証券取引法の改正案を提出した際に、国会で修正の決議がなされています。従いまして、正確にいうと閣法の修正であり、あくまでも閣法であります。継続開示義務違反というのは、御承知だと思いますけれども、有価証券報告書の虚偽の記載です。これに対して、発行開示は、これから新株を発行しようとか、これから社債を発行しようとするものですし、それからインサイダー取引にしても、経済的利得というのははっきりしているわけです。これは非常に明示的ですが、一方継続的開示というのは、それによってどれだけの不当な利得が得られたかということは、非常に算定が難しいということから、先ほど伊東局長がお読みになったような内閣法制局の見解であったのだろうと私は理解しております。

村上委員 続けていいですか。

塩野座長 質問ですか、どうぞ。

村上委員 今の話を聞くと、確かに継続開示というのは違反行為そのものみたいな話で、確かに利益とはなかなか結びつかないような感じになるわけです。そうすると、私が最初に説明しました、例えば欧米のカルテルに対する行政制裁金というのは、あくまでベース金額は問題となった当該商品の前年度売上額に10%をかけたものに対して、継続期間とか、その他の事由を勘案して、最終金額を計算するというものなのです。そういう意味では、はるかに利得と言ったらおかしいですが、違法収益に絡んでつけている金額のことを行政制裁金と呼んでいるわけなので、逆に今の証券取引上の継続開示義務違反の課徴金よりは、むしろそういう意味では課徴金と呼んでもいいというか、決して問題となるような制度ではないような気がいたします。その辺本質な違いがどこにあるのか、という質問をしたいと思います。

塩野座長 それは御質問というよりは、これからそういう点を議論してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。大分時間がまいりましたので、少し整理させていただきますが、先ほどからの外国の法制度について、調査員の方々、それから事務局の方、そしてさらに村上委員からの追加補充がございまして、これ三派に分かれた外国法制を、今の段階はこのまま出してまいりますけれども、最終のときに、三通りの調査報告が出たのでは、国民の皆様方に対してかえって御迷惑をかけることになるかと思っておりますので、いずれかの段階で一本に調整するのが1つの重要な使命でございます。いつとするかは、私の方で調整させていただきます。ただ、それまでは何本でも結構ですから、自分の外国の知見はこうだということは、どんどんおっしゃっていただいてよろしいかと思っております。

どうもありがとうございました。それでは5分ばかり休みをしまして、20分から再開をさせていただきます。

(休憩)

塩野座長 それでは時間がまいりましたので、再開いたします。本日は御案内しておりますように、「課徴金に係る制度の在り方」について議論を深めるということでございます。ただ、前回も御案内申しましたように、何もここで一定の方向性を出すということが目的ではございませんで、国民の皆さんに対するパブリックコメントに適するだけの材料をできるだけ整えたいという、そういうつもりでございます。

もちろん、大体の方向性が決まれば、そういう方向でまたパブコメにその部分が入るとい、そういう形になるかと思っております。課徴金に係る制度につい

ては、既に一遍相当議論もしておりますし、また今日も各国の法制度について、特に行政制裁金という形での報告が何度かなされております。

そこでどういう角度からということもございませんけれども、例えば、課徴金とは一体どういう性質なものなので、そして、現行法の課徴金の長所、短所、どんな問題があるのかというふうな問題が一括りあるかと思えます。それに対しまして、EU等の行政制裁金、独占禁止法の課徴金と比較して同じものと見るのか、違うというふうに見るのか、あるいはどういうふうなメリット、デメリットがあるんであるかということがございます。

そういった点について、日本の制度の特色、独自性、あるいは普遍性もあるかもしれません。それとEU、アメリカも含めて、諸外国の原則、行政制裁金あるいは刑事罰を含めて、比較をしていったときに、今後の在り方の方向でございませぬけれども、抑止力確保の観点から独占禁止法の課徴金の見直しについて、どういうふうにアプローチしていったよろしいのかという点について、様々な角度からの御意見をいただければというふうに思っております。

御意見をいただく前に、参考資料として関連する意見をまとめた資料がございますので、これは事務局の方から御紹介いただけましょか。

寺川参事官 それでは、簡単に紹介させていただきます。参考資料として1ページ目に「『課徴金に係る制度の在り方』に関する論点と意見」ということで、これまでの意見を論点に沿って分けたものがございます。ちなみに、2ページ以下は前回御用意いたしました「違反行為抑止のための制度の在り方」について、前回の意見も加えて改めてまとめました。

1枚目、主要な論点としては、まず第1点として、そもそも課徴金はどのような性質のものか。特に刑事罰との相違は何かということで、1つの意見としては、機械保険カルテルの最高裁判決、これは先ほど説明いたしましたように、刑事罰、それから損害賠償制度、またそれに加えて違反行為の抑止のために必要なものとして、課徴金制度が設けられたというところ、この点が議論の出発点ではないかという論点がありました。

それから刑事罰との関係で言えば、刑事罰はあくまでもカルテル等の中で悪質重大なものに限定されて行われるというものであって、一般的な違反行為の抑止としての課徴金と区別されているのではないかという仕分けの観点から御意見というのがあったかと思えます。

このほかに、前回議論いただいた意見の中でも、この中に入るべきものが幾つかあるのではないかと思います。それから、次に課徴金の算定の場合に、重大性、悪質性等に応じて算定する仕組みについてどう考えるか。これは現行のような一定率をかける考え方がいいのか。それともヨーロッパにおける行政制裁金のように最高限度額を決めて、裁量性で量定するもの方がいいのかというこ

とについては、種々議論がありまして、そこについて考え方を今まであったものについてはまとめております。

それから、その際の行政措置としての迅速性、効率性をどう確保するか。そういう観点からは、迅速性、効率性を損なわない範囲で、部分的に狭義の裁量性を認めることも可能ではないかという御意見もありましたし、一方で裁量性を認めることを否定するものではないが、幅の広い裁量を認めるということは、実際の運用・執行を考えたとき、日本の執行体制の現状では無理ではないかという御意見もありました。あと課徴金の賦課制度については、我が国の法律全体を通じた統一したものであるべきというような御意見などがありました。

それから、課徴金制度を見直す場合、その賦課手続はどうあるべきか。手続の話はまた先ほどの算定方法なり、レベルの話とまた違うと思いますが、これまで意見としては一番下のところ、課徴金の方が刑事罰金よりも額が多いにもかかわらず、刑事罰金よりも緩やかな手続で課される点について検討が必要だというような御意見がこれまでにございました。

概略は以上のとおりでございます。

塩野座長 今日の問題として、主要な論点で「課徴金はそもそもどのような性質のものか」というのは、今まで、いろいろなところで御意見がありましたけれども、こういう切り口から集中的に「そもそも論」をきちんと整理しておかないといけないのではないかということもありまして、論点として提出したということでございます。つまり、事務局なり、私が勝手につくった意見ではございません。誰かが言った意見をここに拾い上げたという、そういう趣旨でございます。そのことだけ、ちょっとお断りしておきます。

そこで先ほど今日御議論を願う大きな項目を私の方で勝手に申し上げたようなことがございますけれども、余りそれにとらわれずに、今日は課徴金の問題について、いろんな御意見をいただき、あるいは論点を指摘していただき、今後の資料作成に資したいと思っておりますので、どなたでも結構でございます。よろしく願いいたします。

日野委員 いつも証券取引法の話ばかりして大変恐縮ですけれども、今日は実体面というよりも、手続面の調整の話を申し上げたいと思います。実体面については、刑事罰と課徴金との関係については、これまでいろいろお話が出ていますが、手続面での非常に大きな特色は、独占禁止法の場合には刑事罰と課徴金との関係が、何と言いましょうか、証券取引法に比べて調整規定が余り完全ではないというふうに言えるのではないかなと思います。その一つの根拠は、証券取引法の場合には、課徴金手続の開始決定があっても、刑事手続が進行する、つまり公訴の提起がなされた場合には、課徴金手続はそこでストップするという規定になっているわけです。これはどういうことを物語っている

かということを考えてみますと、恐らく、行政手続はここにも書いてありますけれども、課徴金が緩やかな手続で課されるということで、余り厳格な証拠も用いられない。将来、刑事事件が仮に無罪になったような場合には、それじゃ一体、行政手続で課した課徴金というのは一体なんだったんだ。違法な手続によって課された違法な課徴金ではなかったのかという、そういう根源的な問題があるんじゃないかと思うんです。つまり、行政としては、厳格な証拠によって刑事裁判で認定される違反行為を尊重した方がいいのではないかということではないかと思うのです。現に別に法律には書いてありませんけれども、行政処分が当然行われてしかるべき案件というのは最近幾らでも存在しますが、一方で刑事手続が進行しているといった場合に、行政庁としては、刑事手続の推移を見守った上で、それが将来有罪になった場合には、行政手続を始めようじゃないかという、行政手続の常識といいますか、そういうものが働いているのではないかと思うのです。それを法律に明記したのが証券取引法の規定であって、刑事手続が開始された場合には、行政手続の方は一端ストップしますよという、そういう規定になって表れているのかなというふうに思います。

そういった観点から独占禁止法の方を見ますと、独占禁止法の方は刑事手続が進行するかしないかに関係なく、課徴金の審判手続が行われますけれども、これは証券取引法の場合にも、最近具体的な例では2件、新聞等で報道されていますが、刑事事件と関係なしに課徴金手続だけで課徴金納付命令が行われている例もございます。他方、独占禁止法の場合には、一方で刑事告発がなされ、その一方で課徴金手続が行われるといったときに、罰金の2分の1を控除するという実体的な調整規定こそありますが、手続面での行政手続と裁判手続との間の調整規定というのが設けられていない。この点で独占禁止法が非常に不完全な法律ではないかなというふうに思っているわけです。これはやはり、裁判に対する畏敬の念といいますか、敬意を払うといいますか、行政はやはり同じ事件、同じ違反行為について、裁判が行われている以上は、その裁判の行方をしっかり見極めて、裁判の結果を尊重するという、そういう行政としての姿勢が必要なのではないかなというふうに思っているわけです。

以上でございます。

塩野座長 どうもありがとうございました。

かなり根本的な問題なんですけれども、一言だけ行政法の観点から申しますと、早めに手を打たなければいけないということもあるんですね。その行為をストップにするために、刑事罰が科されるまで待っていたのでは、とても追いつかないということです。行政というのは時宜に応じて処置をとらないといけませんから。一つのお考えとしては承ります。今の点は独占禁止法の問題としてお伺いいたしました。どうもありがとうございました。諸石委員。

諸石委員 課徴金について、迅速性ということが常にいわれるのですが、今の座長のお話にございましたように、排除措置というものに対して、迅速性という要請が最も強いでしょうけれど、それに続く制裁と申しますか、そういうもの場合に迅速性の要請と妥当性と申しますか、その辺の軽重の度合いは行政措置の中で若干異なってくるのではないかという気がいたしておりました。行政措置だから迅速だ、したがって、課徴金で迅速にやらずにやらない。こういう議論がよくあるわけですが、制裁性ということを確認するには、迅速性よりもデュープロセスという方にウェイトがかかってくるのではなからうか。そんな気がいたしました。行政という中でも排除措置と制裁措置とはちょっと区別していいのではないかなという気がいたしております。

塩野座長 ありがとうございます。だんだんに議論が細くなってまいりまして、最近は排除措置も制裁ではないかという、用語として宇賀委員がもの本に書いておられますので、その辺はおいおい言葉の使い方は整理してまいります。しかし、行政上の措置としても、とりあえず市場からは出てもらうという、営業免許の停止・取消といった処分に重ねて罰金で臨むというふうに両方課されることがあるのは事実です。それから行政上の措置でも、とにかくお金はいただきましょうという税の体系のものもございまして、行政措置にもいろんな効果があるということをご指摘のとおりです。またそれに応じて、きめ細かく考えていかなければいけないというご指摘、それはそのとおりだと思います。どうもありがとうございます。増井委員。

増井委員 ちょっと違った観点ですけれども、論点と意見の3ページ目左の一番上にあります「法人に対する刑事罰の意義をどう考えるか」ということについて、2つほどを感じているところを申し上げて、御批判をいただきたいと思っております。

問題は2つありまして、1つは法人に対する両罰規定の問題、それからもう一つが、刑事訴訟の問題、その2つの問題についてお話をしたいと思います。

部分的に前に申し上げたことと若干重なりますが、論理の筋道に出てきますので、お許しいただきたいと思っております。

まず、両罰規定は改正法の95条に規定があります。これを見ますと、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑を科する。」となっているわけです。

ところで、実際に独占禁止法違反の行為をするのは、法人の代表者ではなく、従業者が行う例が大部分です。例えば、法人の部長あたりが独占禁止法違反の行為をした場合に、直接その事業者者に刑罰を科さないで、法人の従業者である

部長にいわば付随して、刑罰を科することになる。そういうことになりますと、従業者を処罰する構成要件よりも、事業者を処罰する構成要件の方が加重されている、言い換えると、事業者を処罰することが、従業者を罰することより困難になっているというふうに言えるのではないかと思うわけです。

それから、もう一つ、この両罰規定は、従業者が独占禁止法違反の行為をした場合に、事業者を処罰するわけですがけれども、その処罰の根拠は、最高裁の判例によれば、法人の従業者に対する選任監督上の過失責任をとらえるということになっている。これはちょっと筋が通りにくいのではないか。つまり、本来、違反行為の対象者が事業者である、これは法の3条に「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」と書いてあるし、法の7条の2が課徴金を課す対象は「事業者」と規定しているわけです。即ち、法は、あくまで事業者を対象にして、抑止効力を高めていこうと考えていると思うわけですが、両罰規定はこのような建前と合致しないと思われま。

そこで第2回目のときに、私は法人自身を処罰する規定はないのかということをお尋ねしたわけですが、要するに、諸外国のように代位責任論とか、同一視論にのっとった規定ができないのか、そうでないと、法の体系として、矛盾し、齟齬する部分が多いのではないかと感じられるわけです。

例えば、労働組合法の旧31条第1項「従業者等が、その法人の業務に関し、違反行為をしたときは、その法人は、自己の指揮に出たものでないことの故をもつてその処罰を免れることができない。」旨の規定をしていたわけです。そうであれば、独占禁止法にもこれと同じような規定を設けて、法人に対する処罰について、同一視論とか、代位責任論を採れば、また少し状況は変わってくるように思います。そこはひとつお考えいただきたいというふうに思います。

なお、議論を伺っている中で、重大で悪質な違反行為については、本来刑事罰で処罰すべきである、それ以外は行政上の制裁で対応すべきだ、という議論もありました。しかし、私は、この議論も実務的な立場からすると非常に難しい議論だと思います。何が悪質で何が重大なのか、そのようなことを法律で書けるのか、重大で悪質かどうかによっていわば制裁手続が全く異なるという考えのようですが、一体、誰がそれを決めるのか、その手続の選択が間違っていれば、その手続は飛んでしまうのか、などの問題があるということをお知らせしたいと思います。

それからもう一つ、法人を処罰することについての問題を感じているのは、刑事訴訟の手続から見るとなかなか難しい問題がある。これは前からちょっと申し上げていますが、独占禁止法違反行為は、複雑で、一種のあうんの呼吸の下で行われる、密室の中の犯罪という面があります。しかも先ほど話が出たように、このような行為に対しては、迅速に対応しなければならない犯罪です。

そういうものについて、刑事訴訟手続でやるとなると、具体的な個人を特定し、具体的に打ち合わせ等の行為を特定しなければならない。しかもその証明程度は合理的な疑いを入れない程度が必要であるということになる。

こういうことになってくると、刑事裁判所の手続は十分に機能するのかという感じがしています。そして、そのことは、裏を返すと、刑事裁判手続のもとでは公正取引委員会というものは十分に機能するのだろうか。確かに、その場合でも、公正取引委員会は、排除措置の関係は担当するのでしょうかけれども、排除措置命令だけだと「やり得」の問題がどうしても残るので、やはり課徴金納付命令を伴わないと公正取引委員会の機能というのは十分に発揮できない。他方、刑事裁判制度を中心に動かすとすると、公正取引委員会は、いわば刑事告発をするだけというようになってしまう。それではせっかくの公正取引委員会が経済構造や企業行動についていろいろ知識、経験をお持ちだろうし、また蓄積もあるだろうと思うのに、それが役に立たないし、その存在意義を発揮させることにならないだろう。こう考えますので、法人に対する処罰、刑事罰というものについては、相当疑問を持っているわけです。

それに加えて前回申し上げました憲法上の二重処罰の問題も起きる可能性がある。したがって、以上3つの問題、即ち、両罰規定の問題、刑事訴訟法上の問題、二重処罰の問題を考えると、法人に対しては課徴金の納付のみで対応し、刑事罰も残すということも選択肢の一つとして考える必要があるのではないかと、そうでないと、法体系自体が齟齬を来されるのではないかと思います。以上です。

塩野座長 どうもありがとうございました。大変重要な御意見でございますが、今、それを正面から取り上げるとちょっと大変ですので、しかし、論点整理の段階では、そういった御意見をきちんと組み込んだ上で、パブコメに付するようにしたいと思います。それぞれ重要なポイントだと思います。どうもありがとうございました。

村上委員 私は、行政制裁金を導入するべき理由について、一般的に欧米でいわれていることと、それは私の意見と同じなので、それだけ先に一言いわせていただきたいと思います。

何故、日本的な画一的な課徴金ではなくて、行政制裁金といわれる上限を定めて、一定の裁量幅で、行政当局がいろんな事情を考慮しながら決める行政制裁金がいいといわれているかについては、一律画一的な課徴金額を命じるよりも、特定の事業者とか、違反行為の実情に応じた課徴金の納付を命じた方が適切な違反抑止を図れるのではないかと、さらには、通常違反行為の実行者すべてに課徴金を支払うことを命じる必要もないのであって、例えば、主要な違反事業者に制裁金を命じることで十分に違反抑止を図れるような事例もあるとい

うことが挙げられます。

さらに言わせていただくと、独占禁止法違反には先ほど申し上げたように実に様々な違反行為の類型がある。そういう意味で非常に悪質であるとして、カルテル以外の違反行為をもし制止金の対象としよう、それで違反抑止を図ろうとした場合には、どうしても悪質重大な違反行為について、違反行為の実情に応じて、主要な行為者に対して、個別に適正な制裁金額を定めて命じるというのが必要であろうと。これが一般的に欧米で、日本の課徴金の方が世界で見ると例外的な制度であり、一般的に行政制裁金を導入すべきだと言われているときの理由となります。私の意見もこれと同じだということです。

塩野座長 その点は、今度それぞれ外国へ行ってもう一度確かめていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

佐野委員、お待たせいたしました。

佐野委員 専門的なことはわかりませんが、課徴金について、ここの資料の中にも出ておりますように、公正取引委員会の委員長が独占禁止法違反の行為を防止するために課徴金があるというようなことを答弁されていらっしゃるわけですね。もし、そうであるならば、この不当利得の平均が 16.5%と出ているわけですね。それなのに、なぜ大企業が 10%なのかというところが、全く消費者にとってはわからない。これでは違反行為の防止・抑制にはならないというふうに思います。

それから、ここがもう一つわからないのは、大企業が 10%で中小企業が 4%、なぜこんなに差があるのか。また、全体を見ていきますと、製造業者、卸業者と全部違いますね。最低 1%から大企業 10%と、ここで 10 倍の差があります。なぜここまで差があるのかというのは、とても消費者にとっては理解できない。もしきちんとしたものがあるのなら示していただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、違反行為を早期にやめたら 20%減額、又は課徴金減免といって一番先に申請したら払わなくていいとか、もう一つ罰金の半額に相当する額を課徴金から控除。こんなに優遇措置をしなければならないのかなど。違反行為を行なった企業は、きちんと払うということが基本であって、これをやったら少しまけましようというのはなじまないというか、きちんととるものとはとるべきであるというふうに考えます。

それから、もう一つお願いしたいのが、課徴金減免制度についてです。何度か公正取引委員会の方にお聞きしたんですが、事件というか、申請があるのかないのかさえもオープンにならないということです。内容について、別にオープンにしてほしいのではなく、半年、1年後、または数か月毎に、それぞれの時期を区切って、せめて件数を公表できれば、もう少し制度が活性化するのではないかなど。余りにも私たちは何も知らせないままだと、公正取引委員会の

中で何が行われているのかなというすごく不信感も生れますので、そのところはうまく公表できるようなシステムをつくっていただきたいと思います。

塩野座長 今の御質問といたしますか、御意見は制度について、もう少し消費者にわかりやすく説明してほしいという御指摘がございました。それからもう一つはもう少し透明性を図ってくれという、そういうお話でございまして、いずれも現行法制の問題にかかわりますので、もし時間があれば、この次にでも、もう一度消費者にわかるように、なぜ10対4であるかということ、なかなか公正取引委員会としては説明しにくいかもしれませんが、その辺のことも国民にわかりやすい形での御説明をお願いできますかね。それから、実質上の方はなかなか難しいと思いますけれども、できるだけお答えするように。どうもありがとうございました。

では、神田委員どうぞ。

神田委員 同じような意見になりますけれども、違反行為が後を絶たないということが一番私たちはどうしてかなというふうに思うわけです。そういう言い方をすれば、十分な抑止力に今までなってなかったんだというふうに思います。数字的なところ、今10%になりましたけれども、10%でも、これが抑止力になるのかということについて、やはりならないんじゃないかということ、そこをお聞きしたい部分でもあります。

どこかに数字が出ておまして、先ほど佐野さんも触れましたように、16.5%という数字が出ておりますけれども、そういったこともあります。そういうふうな見方で10%が決まってきているとすれば、10%以上というのは何割ぐらいあるんでしょうか。要するに、不当利得の範囲内におさまるところが非常に多いんじゃないかなというふうに数字から受けるわけです。ですから、ここはひとつ数字をはっきりさせていただきたいなというふうに思います。

多分、かなり範囲内におさまるのではないかなというふうに思いますので、それでは抑止力にはならないというふうに私は単純に思うわけです。ですから、そこをここでははっきりさせていただきたいというふうに思います。どの数字がいいのかということについては、またいろいろ議論があろうかと思いますが、抑止力が発揮される率にしなければいけないということです。

それからもう一つ、今日御説明いただきました資料4の1ページに違反行為実行期間、最大3年間とあります。ここもちょっと何で最大3年間なんだろうというところがわからないんです。同時に4ページの方を、同じ資料で先ほど口頭で説明いただいたかと思いますが、小野田セメントの例が4年9か月か10か月の算定だとおっしゃったと思うんです。ということは、3年以上継続している違反行為があるというふうに受けとめていいんだというふうに思います。

ですから、この3年というのがどう出てきたのか。妥当なのかどうかという意味では、妥当ではないんじゃないかなというふうに思いました。質問も含んでおりますけれども、この年数というものを見直す必要があるのではないかと思います。

それから減免制度のところですけども、こういった1番目がなくて、2番目が50%で、3番目以降が30%、立入検査後も30%というふうになっていきます。私、前回のときにも、立入検査後について認めるのはどういうことなのか。その点について教えていただきたいです。それにしても30%とか数字が同じですよ。この辺がどうも納得感がないなというふうに思っておりましたら、今日いただきました資料5のところ、3ページを拝見いたしましたら、欧州委員会のところを見ますと、違反行為への関与をやめて、違反立証に高い価値を有する証拠を提供したものであるということになっていて、最初にしたものが、それに応じてなんでしょうね、30から50。こういった形で幅を持たせておりますし、それから最大でも2番目の人が20から30、それ以降が最大でも20というような数字が出ております。これは私はそうかなというふうに思ったりいたしましたものですから、その辺の数字と、それから立ち入り後のこと、あるいは3番目もここまでする必要はあるのかというようなことですね。余りにも日本の場合には機械的かなという感じも受けましたので、その辺のところを考えていく必要があるかなと思いました。

塩野座長 どうもありがとうございました。先ほど現行の課徴金がどういう長所又は短所、問題点があるか、これが一つの今日の課題であるというふうに申しました。それぞれ御質問が出ました。それぞれの御質問の中には、今後の問題というよりは、現在の制度についてもう少し理解を深めたいという趣旨の御質問も佐野委員、神田委員両方に含まれておりましたので、その点は先ほど伊東局長にお願いしましたが、神田委員の御質問に対しても御説明いただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

では、金子委員。

金子座長代理 これからの進め方にも若干関係すると思うんですが、増井委員から課徴金と刑事罰の関係について、特に両罰規定では、法人処罰の問題、また法人と個人、どちらに刑事罰を科するのがいいのかとか、そういう問題が提起されました。公正取引委員会において、刑事罰の強化のときに刑法学者、経済法学者、行政法学者が、かなり突っ込んだ議論をしたという経緯があります。公正取引委員会でのこれまでの議論を一度整理した形で、現状をどういう理解のもとで、どういうふうに運用しているのかをお話しいただいたらどうかと思っております。

それから、日野委員から証券取引法と独占禁止法との関係の問題が出てきま

した。そもそもの出発点、証券等取引監視委員会の出発と公正取引委員会の出発が異なっており、またそれぞれの役割も違っていました。証券取引法は、投資市場、証券市場の適正化を図るということで、調査をし、証券取引法違反行為を告発して刑事責任の追及をすることが主たる役割でした。証券市場を常時ウォッチして、違反行為を排除していくということが最近付け加わりました。特に虚偽記載について、課徴金の導入が今年の改正で導入されました。その際には、独占禁止法の考え方が十分に参考にされました。その意味では独占禁止法の問題点、あるいは適切でない点が証券取引法の中で議論されたという点はあるのだらうと思います。

それと同時に証券取引法の分野では、従来、刑事責任につなげるという形で運用していたものを、今度は課徴金という形につなげていくわけですから、刑事責任追及と行政処分、それをどういうふうにもうまくバランスをとってっていくかが重要になってきています。

そのあたりの問題点が現在、証券取引法の運用の中でそろそろ出てきていると思います。これらの動きも視野に入れて、検討する必要があると考えます。

塩野座長 どうもありがとうございました。証取法の方との関係で情報提供なんかはお願いできますかね。証取法の現在の運用状況等について、今、金子委員、それから日野委員からもときどき証券取引法の話が出ますので、場合によっては、ちょっと後になるかもわかりませんが、協力を正式にお願いすることがあるかもしれませんので、内々に聞いてみていただければと思います。

西室長 検討させていただきます。

塩野座長 どうもありがとうございました。

あと今日の予定を申しますと、4時過ぎましたが、あと5分ばかりでやめたいと思いますが、課徴金制度は次回にも持ち越しますので、今日しゃべらなければこれで終わりというわけではございませんので、次回まで温めておいていただいて結構だと思います。

根岸委員 どうぞ。

根岸委員 今、塩野先生からおっしゃっていただいた点について、ぜひ調査あるいは検討していただきたいと思います。つまり、現行の証券取引法というのは、我々のモデルになるのかという問題だと思います。現在、証券取引法もいろいろな形で抑止力の点で批判がいっぱい出ているわけです。したがって、この証券取引法というのがどういうふうになってきて、将来どうなるかとしているのか。そういうものが、我々がこれから検討していくもののモデルになるかどうかということについて検討したいと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

もうちょっと言いますと、この証券取引法は証券市場ということ、あるいは金融市場というか、もっとこれから広がるかもしれませんが、しかし、独占禁止法の場合、あらゆる市場ということでもありますので、そういう点も含めまして、ちょっと比較をできれば大変ありがたいと思います。

それから2番目ですけれども、これは村上先生と私はいつも全然違う意見がありますけれども、裁量性の問題について、これも大変調査員の先生方に申し訳ありませんけれども、確かにヨーロッパは刑罰権もないし、様々な理由で行政制裁金という制度が入っております。しかし欧州は欧州で批判も非常にあると思うんです。日本の例えば、担当弁護士からの批判もよく聞きます。つまり、裁量性が非常に強くて、予測可能性とか、透明性とか、そういう点で非常に問題があるというふうにも聞いております。かつ、この間村上先生も出席された国際会議では、日本の裁量性がないことをむしろ評価するというような外国の人もいたりして、必ずしも村上先生のおっしゃるような評価が通用しているかどうかについて、大変申し訳ありませんが、私はちょっと疑問に思っております。

それからもう一つ、最高裁の判決を挙げていただきましたが、日本の場合に最高裁はこのようにいっている、これについてどう批判するのかということもあわせてお願いしたいと思います。立法論を考えるんだから、別に関係ないと言うかもしれませんが、この最高裁の判決は、私が見るところでは、これは改正前の独占禁止法の制度について議論しているわけですが、改正法をにらんだ議論だと私は理解しておりまして、立法論を検討する非常に重要な指摘であって、行政上の措置であって機動的に発動できるというために、かなり迅速であることは望ましいということを行っているわけです。これも一番最初に先生方がおっしゃった根本問題とも関係すると思います。つまり、行政的な措置と刑罰とどういうふうに割り振るかということとの関係がありまして、先ほど御批判いただきましたが、私の考えでは、刑罰というのはやはり最終的な手段であって、いきなり刑罰というようなものは、そもそもとるべきではないというふうに思います。しかしながら刑罰は必要と。これは、多分、西田先生が従来からおっしゃっていることであって、法人の処罰は必要と。しかし必要だけれども、刑罰というのはやはり一番後であって、基本的には行政的な措置でやるべしと、こういうふうに私は考えます。そのようなことも基本的な問題も含めまして、裁量性というか、行政上の措置としての在り方というものについて、私はそのような意見を申しておりますけれども、今の点について、ここで御議論いただきたいと思います。

塩野座長 どうもありがとうございました。どうぞ小林委員。

小林委員 ただいま最高裁判決のことが出ましたので、それに関連して1点

気になる場合がございます。

この算定方式に関しまして、最高裁判決では、平成2年の議論における算定の容易さ、透明性、明確性の点を勘案した「個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切でないとして、そのような算定方式は採用され、維持されていないものと解される」としています。算定の容易さという意味では、平成2年と今と計算上の簡単さに変りはないと思いますが、透明性、明確性ということに関しましては、社会の視点が変わってきておりますので、同じような精神をとるにしても、国民の理解を得るためには算定方式に反映されるべき透明性、明確性は時代に合ったものによって変わっていかざるを得ないと考えます。

塩野座長 どうもありがとうございました。次回も課徴金を続けますけれども、なかなか行政措置と刑事罰との関係をどういうふうにするか難しいところがありまして、刑事罰はやめようという前提のもとで、その場合の行政の措置の在り方はこうすべきだという御意見と、それからやはり両方置いておいて、そのときに行政はこうあるべき、あるいは刑事はこうあるべきという御意見と両方ございます。本当に立法するときにはどちらかが否定されなければならないんですけれども、そこは今のところは、多分2つあるんだろうという前提で、どうぞお話しただく方はお話しただいて結構ですし、それから、一部そうですけれども、一部はこれでやめてしまった方がいいという前提で、御自分の御意見、あるいは論点を指摘していただいて結構だと思います。余り絞るつもりはございません。

課徴金に係る制度の在り方について、議論がかなり残っておるようでございますし、また、公正取引委員会への御質問もございますので、それも含めて次回もう少し課徴金に関する在り方について議論しておきたいと思っております。

今後、引き続き中間的な整理に向けて、このように議論を続けてまいりますけれども、事務局でも、パブコメの論点整理をどういうふうにしていったらいいかということの準備しないといけませんので、今から準備をしてもらいたいですと思いますが、よろしゅうございましょうか。

まだ、委員の意見を聞く前に論点整理とは何事かというおしかりもあるかと思っておりますけれども、そうは言っておられませんので。だけれども、できるだけ先取りはしないで、今まで出た議論について、こういうふうな整理をしてみる。場合によっては、スケルトンを中間段階でこんな形で今パブコメの素案をつくっておりますというようなことで、スケルトンを前もってお示しすることもあろうかと思っております。

それでは、次回以降の会合について、事務局からお願いいたします。

別府次長 次回の会合は、3月30日木曜日の午後1時30分からということで、この会議室にて開催いたします。それ以降については、お手元に今後の日

程という資料を配ってございまして、第10回から第14回会合について、一応、一番出ていただける日ということで選定させていただいておりますので、これで御確認をお願いしたいと思います。

塩野座長 どうもありがとうございました。それでは、今日はこれで終わります。

(了)